

平成28年度 第2回 文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成29年2月7日（火）
午後3時30分～午後4時40分
会 場 長野合同庁舎別館 大会議室

1 開会

○小池課長補佐兼文化財係長

ただいまから、平成28年度第2回文化財保護審議会を開会いたします。事務局からのあいさつは後程、小林教育次長が参りましてさせていただきます。

2 佐々木会長あいさつ

○小池課長補佐兼文化財係長

最初に、長野県文化財保護審議会会長の佐々木邦博会長からご挨拶をいただきます。お願いいたします。

○佐々木会長

信州大学農学部の佐々木と申します。もともと私は造園史の研究が専門で、庭園や公園あるいは名勝、その整備の歴史、評価の歴史など見てまいりました。そして国や各市町村の個別の委員などをずっと務めて、いろいろと国の方針や現場の課題を見てきました。その中で大変なことがあることを実感しております。しかし、やはり文化財は貴重なものです。保存すべきものは保存していかなければなりません。そして、県内はそういった文化財がまだまだ埋もれています。調査し価値を点検していきまして、より明確にして県民の皆さんに伝えていく、そして将来へ渡していくことが責務だと思っております。国なども言っていますが、新しい傾向もいくつかあります。ひとつは、近代遺産です。50年前のものはすでに文化財の候補になります。今から50年前と言えば、東京オリンピックです。考えてみたら、東京オリンピックで造った建物もすでに候補に入るという可能性もあります。やはり重要なものは指定を考えていかなければなりません。特に、土本先生はお詳しいと思いますが、戦後の建築物がどんどん壊されていっているというのが実状です。庭園はさらにひどく、気が付いたらなくなっているというのが実状です。価値をはっきりさせて残せるものは残していく、ということを考えなければなりません。そして、後世に伝えるということは、活用して価値を伝えていくということと繋がります。ですから、ここで諮問を受け

て答申し、指定していただくだけではなく、良い状態で保っているか、またそれがどう活用されているかというところまで目配りしていけたら良いと思っております。以上、簡単ですが、あいさつに替えさせていただきますと思います。

○小池課長補佐兼文化財係長
ありがとうございました。

3 会議について

○小池課長補佐兼文化財係長
それでは議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、会長が議長となる旨が長野県文化財保護議条例第42条第1項に規定されておりますので、佐々木会長にお願いいたします。

○佐々木会長
それでは私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。初めに、本日の議事録署名人を指名いたします。市澤英利委員、村山美穂委員にお願いいたします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆様にお諮りした上で認めてきたところです。これを許可したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

○委員一同
【異議なし】

○佐々木会長
では、許可することにいたします。

4 答申文化財の審議

○佐々木会長
前回までに、本審議会で諮問された案件について、審議したいと思っております。「木造地蔵菩薩立像」について審議をお願いいたします。この案件につきましては、担当の熊田委員からご説明をお願いいたします。

○熊田委員
お手元の審議会資料11ページから18ページをご覧いただきたいと思っております。本件は、長野市篠ノ井塩崎にあります、真言宗の長谷寺の庫裏の中に内仏として安置されております。18ページに地図がございますが、

所在地とあるところが長谷寺でございまして、下の方に桑原宿長福寺旧地とありますが、佐野山長福寺の旧本尊で、昭和37年、当寺の廃絶により長谷寺に移座された客仏です。実はこの長福寺自体もその地図にあります佐野の薬師堂、すなわち旧佐野薬師寺といったお寺にもとはあったのでございまして、この佐野薬師寺を前身として応永10年（1403）に長福寺が佐野薬師堂の地に建立されました。桑原宿に移ったのは、江戸の元禄の頃ということです。このように、お寺の歴史が複雑でございまして、伝来・由緒の項が長くなりましたけれどもかいつまんでお話いたします。長福寺は、過去に昭和の初めと平成に何度か調査が行われております。昭和の初めに胎内銘札の写しと言われている記録が見出されたこととされ、それに安阿弥陀仏と記載があったと報告されており、また実査で胎内銘があったこと、地藏菩薩本願功德経が納入されていたという報告がありました。が、平成元年の調査では、銘札の写しというのは全く行方が知れず、胎内銘もファイバースコープで調査されましたが確認されなかったこと、地藏菩薩本願功德経も現在は所在が分からないということでしたので、伝来・由緒については、平成調査時の結果を踏まえたいえでの報告とさせていただきます。佐野の薬師寺の創建は古く行基開創伝説もございまして、西行が訪れた桜の伝承もありますが、平安末期、仁平年間くらいにできていたと推定されているお寺です。交通の要地にございまして、ちょうどこの佐野の薬師堂と長福寺の間の距離をさらに倍に東に伸ばした辺りは八幡遺跡と言いまして古代の遺跡群、郡衙跡と比定されている笹焼神社等、たくさん発見されておりますので、かなり早くから開けた地域でした。また近くに不動の滝などがございまして、佐野の薬師寺は山岳修験の霊場として開けていたものだったと思われまます。この地域一帯は、治承2年の木曾義仲の乱でも焼失しておりますが、応永7年に大塔合戦という、足利幕府配下の信濃守護の小笠原氏と国人領主の間で対立がありまして、小笠原氏が敗れて双方に多くの犠牲者を出した戦争があり、その3年後に佐野の薬師寺が長福寺として再生されております。おそらくその時に延命地藏堂ができて、戦死者の追善供養や延命長寿祈願などがあったと思われまます。納入経の奥書により越中富山の千光瑞寺というお寺から像が移されてきたとする説もあります。応永よりも古いお像なものですから、応永の長福寺開創の時に、他からもたらされたと考えられますが、それが本当に富山の千光瑞寺であったのか、あるいはまた他のお寺であったのかは納入経巻の記載からだけではわかりません。像の水準からみて、それなりの由緒を持つお像であったとみられます。

12ページの「(2) 種類・形状・品質構造・制作年代・作者系統」に入ります。お像は79.5cm像高がございまして、三尺立像ではちょっと小さい、台座の蓮華部まで入れると三尺立像という大きさになります。水晶

を嵌入して玉眼としております。それから、髪際と言う額と髪の間、中央部のところにわずかに弛みを作っています。これもやはり年代的な特徴を示しております。一番大きな特徴は胸の前に內衣、覆肩衣、裙の上に衲衣をまとしてそれを鍔袈裟で止める点でございます。古い時代にはない着衣法であります。鍔袈裟は特に現在は見慣れている衣装ですけれども、平安の末から始まりまして最初は主に慶派の仏像などに用いられ、13世紀途半ばくらいになりますと、善派とか院派ほかの流派も用いますけれども、早い頃は慶派のものが多くございます。內衣を見せるというやり方も、むしろ天平とか古い時代に多いのですが、リバイバルで鎌倉になって慶派がよく用いるようになる服装です。衲衣と覆肩衣と鍔袈裟この3点セットですね。これが13世紀の前半くらいに起こり始めますので、そのスタイルと特徴から流派がかなり絞られてくるわけです。形状の点では、手を同じ高さに出していますが、向かって左手の方に宝珠を乗せ、右手に錫杖を持っていたと考えられ、地獄から落ちた人を極楽に救うべく六道輪廻を歩くというお地蔵さん、浄土信仰が盛んな中でよく造られるようになったタイプのお地蔵さんです。お地蔵さんの手の形はいろいろございますが、最も一般的な種類のお地蔵さんです。構造は割矧造、檜とみられる針葉樹材を両耳後で前後に割矧ぎしまして、中を内削りし、三道の下で割首を施しています。少し修正したかったのでしょうか、両肩にマチ材を挟んで少し太らせまして、これに側面材を矧付けて、袖口とか内袖を矧いでおります。袖口の一部に後補もあり、指先の欠損等もございますが、全体に比較的よく残っています。ただし、錆下地に彩色が施されているのは後補でして。衣の田相部の漆も後補でございます。彫口は少し柔らかな、むしろ湛慶の作品等に近い柔らかさを持っております。そういう和様の穏やかさが加わって、全体に体軀の量感が減じている作風から、運慶、快慶に学びつつ次の世代の運覚や湛慶に近い作者による、13世紀の前半期、第1四半期後くらいの作品と考えてよいと思います。近年の研究で、鎌倉政権下の御家人衆の間で慶派の仏像を持つというのがひとつのステータスであったということが指摘されていますが、善光寺平一帯というのは、北条得宗家や、小笠原氏、海野氏、有力御家人の勢力下にありまして、そのもとでの国人領主層においても慶派の仏像はひとつのあこがれであったという可能性が大変強く、この場所で作られたお像ではございませんが、大きな内乱の後、延命地蔵堂を造る時に、そういう由緒あるお像を迎えて安置することで追善供養したといういきさつも窺われるのではないかと考えています。今、長野県下の地蔵菩薩像は国の重文指定が平安の例で2件ございます。県宝指定も平安のもので2件ございますが、比較的少ないと言っていると思います。鎌倉の作例の指定はございませんので慶派仏師の非常に優れた作行きを示し、13世紀に遡る本像は十分県宝に値するものではない

かと考えます。

指定基準：1 長野県宝等の指定に関する基準の(1) 絵画及び彫刻のA各時代の遺品のうち製作優秀なもの、イ歴史上特に意義のある資料となるもの。指定理由は、割矧造で玉眼、やや小ぶりの地藏菩薩立像である本像は、鎌倉時代、慶派仏師を先駆として始まった「內衣・覆肩衣・鍔袈裟を用いた新しい着衣形式」による比較的早い作例で、その製作は13世紀前半(第1四半期以後)に遡るとみられる。運慶・快慶の作を踏まえながら、一部に和様回帰も認められる静かで穏やかなその作風は、運慶次世代にみられる新傾向の1つであり、この期における高い作行きを示す優作である。造立事情を詳らかにしないものの、慶派作品をその権威の徴標としたとされる鎌倉幕府・北条得宗家や御家人勢力の配下に長くあった当地域に移安・伝来され、その仏像受容の傾向や信仰史を考える一資料としても貴重であり、県宝に相応しいと考えられる。以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、質疑等がございましたら発言をお願いいたします。何かございませんか。それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ありがとうございます。それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。次に、「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」についてご審議をお願いいたします。この案件も、熊田委員からご説明をお願いいたします。

○熊田委員

19ページから23ページでございます。まず名称ですが、前回の諮問の時に、善光寺式を入れた方がよいのではないかとのご意見もございました。私も、検索する上では入っていた方が便利かと思ひまして、その時はそうですねと申しましたけれども、その後調べてみましたら、国の善光寺式の例で、善光寺式と入れた例はないようでありまして、善光寺の前立本尊もこのように銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像となっております。おそらく宗派が違うお寺にこういうお像がある場合もございますし、善光寺式の中には例えば一光三尊という条件もありますが、光背は残っ

ていないというようなものもあり、完全な善光寺式というものはそう多くないものですから、そういうこともあって善光寺式とあえて入れないと思います。この場合も、「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」とさせていただきます。今後もこういう名称とし、「善光寺式」の名称は使用しない方向でと思っております。伝来・由来に入ります。本尊は現在、上田市の願行寺本堂の奥殿に納められる、秘仏の本尊です。須弥壇の奥に奥殿がございましてそこに納められている秘仏でございまして、不定期ですが、御開帳の時には向かって左脇壇の厨子内に安置されるものです。お寺の縁起にも何通りかございまして、造立事情は不確かですけれども、縁起では地元の住人が千曲川の中水から発見して領主の滋野氏に訴えて一字を建立したのが濫觴だと伝えられております。今の願行寺の縁起では、その開創が海野小太郎だということ。小太郎もたくさんいますので、どの小太郎かということになるのですが、真田氏の菩提寺になってからの縁起で、少し年代を下げて始めておりますので、実際にはもっと古いお像だと考えてよいと思います。海野平の戦いで、海野幸義が敗死した際に、願行寺も兵火を被って記録をすべて焼失、記録が残っていませんので、本尊だけ救い出されて、造立の由緒・歴史を明らかにできなくなっております。真田昌幸が上田城内に入ったときに堂宇を建立しまして、海野氏の血脈を継ぐとされていましてから、このお寺のお像を引き継ぎまして再建して願行寺の御本尊としたわけでありまして。ただ、元和7年、1621年に再び火災で過去帳など、本尊以外のすべてを焼失しております。真田信之による上田城下整備で寺地も変わりましたので、しかもそのすぐ翌年に信之が松代に所替というのがございましたので、松代の方にも願行寺ができました。そちらには別の御本尊が祀られて、それを憚ったためか上田の願行寺にも新しく前立本尊が迎えられまして、本来の本尊がその時に秘仏になったということでございます。いずれにしろその後も上田藩主、松平氏の菩提寺ともなった願行寺の秘仏本尊として長く大切にされてきた歴史あるお像でございます。

種類、形状になりますが、一光三尊すなわち一つの光背に三体の本尊像がおさまる像です。一光三尊の光背を背負い、中尊が衲衣を通肩一胸の前をゆっくりと覆う通肩をつけ、左手を刀印一左手を下げて手の指を2本出すのを「刀印」といいます一、右手を施無畏印に結びます。両脇侍菩薩が大型の山形冠を戴き、胸前で両手を重ね合わせる梵篋印を結びます。以上はすべて善光寺式の特徴です。銅造の阿弥陀三尊像で、像高がだいたい47.5cm、脇侍が33.2cmと32.2cm、いわゆる有名な善光寺の前立本尊よりわずかに大きめです。現在、光背と台座は、木造の後補になっております。三体は銅の材質が非常に近いもので、もとより三体一具とみてよいと思います。御本尊の髪際の中央に弛みをつくっているという特徴があります。鑄造法は、いわゆる合わせ型といまして、割合シ

ンプルな工法です。原型に対しての外型を前後に合わせるという形で鑄造しておりまして、耳の後ろあたりに縦に合わせ痕が見られます。よくある技法でございます。鑄上がりも非常に良好です。火に遭った痕がありますが、比較的火傷していないというところに特徴があります。ただ、鍍金や彩色の痕は現状では確認できませんので、鍍金の痕が残っていましたが、金銅阿弥陀如来になりますが、痕が確認されませんので銅造阿弥陀如来としております。脇侍に特徴がございまして、脇侍の冠はふつう六面とか八面の冠が多いのですけれども、四面体の冠、というところに特徴がございまして。善光寺式は、御本尊が秘仏でございまして、善光寺式と言いましても微妙に違いがございまして、この違いが色々な流派を決める上で、大変貴重な手がかりになるのですが、四面形という珍しい形をもっている例として他に滋賀・安養寺像などの例もございまして。もう1つこの脇侍の手の梵篋印の重ね方ですが、片方が手の合わせを変えておりまして、普通左右揃えるその合わせ方を、左右逆手とする。これも珍しい点でございます。髪に強く弛みをつくるものでは、文永11年（1274）銘の広島・安国寺の覚尊作の善光寺式像がございまして、全体にやや目が細くて口の小さい風貌等は、埼玉県個人蔵の13世紀末作阿弥陀立像に近いところがございまして、そういう点を鑑みまして大体このお像の年代を13世紀の末頃と判定いたします。かつて室町時代と判定されたことがあるお像ですが、それはお寺の縁起との関係で出された年代で、像自体はもう少し古い13世紀末と考えてよいと思います。善光寺式の阿弥陀三尊像というのは現在、600例ほど全国各地に見つかっておりまして、このうち鎌倉時代のものと250くらいと、だいぶ減ってくるのですけれども、長野県は4番目くらいに多い県です。1番ではなく4番目、絵画も合わせると3番目くらいですけれども、県下では約40数点が知られております。その中で指定になっているものは、大変少なく、国の指定は善光寺の前立本尊だけで、県宝が2件で小諸市と小谷村にございまして。あとは、市町村指定が9件、この市町村指定の中では、この願行寺のものが最も作行きが優れて、しかも早くに市の指定になっているものです。善光寺のお膝元ですから、これからも積極的に善光寺式の阿弥陀三尊の優れた作品を県宝にと考えておりまして、まずこの願行寺像を県宝に推薦したいと考えます。

指定基準：第1長野県宝等の指定に関する基準(1)「絵画および彫刻」のイ歴史上特に意義のある資料となるもの、ウ題材、品質、形状または技法等の点で、顕著な特性を示すもの。指定理由は、県下の善光寺式阿弥陀如来三尊像の中でも鑄肌が良好で、13世紀末に遡る作とみられ、海野氏、真田氏所縁の名刹に伝来する善光寺式阿弥陀如来三尊像として市指定の作例中でも早くに注目されていた像である。脇侍の梵篋印の重ね合わせ方、四面形宝冠などは、全国的にも稀有な例であり、「善光寺式」

の多様な系統、受容と変容の解明に資するものである。善光寺信仰の中心地・県下における造像の水準を明らかにする貴重な作例であり、県宝指定にふさわしいと考えられる。以上です。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質疑等ございましたら発言をお願いいたします。いかがでしょうか。それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ありがとうございます。それでは長野県宝に指定することが適当であるので、答申することに決定いたします。次に「犀川神社の杜煙火」についてご審議をお願いいたします。この案件につきましては、担当の多田井委員からご説明をお願いいたします。

○多田井委員

27ページからです。県の無形民俗文化財としての犀川神社の杜煙火について説明させていただきます。長野市の安茂里地籍にある犀川神社は、差出、大門、小路、西河原の4地区の氏子で構成されております。「もりはなび」というルビをふらせていただきましたが、普通「はなび」といいますと、打ち上げ花火であります。犀川神社の場合は市の文化財指定にあたり、杜煙火保存会を作って、指定を受けて取り組んでまいりました。神社境内の立ち木を利用し、伝統の手作り花火を奉納するというもので、社叢を利用した手作り花火ということから、「杜煙火」と呼んでおります。この犀川神社は天安2年、比叡山延暦寺の円仁が同地区の正覚院月輪寺を創建した際に、その鎮守として祀られたと言われております。この犀川神社は、古くは日吉山王社と呼ばれておりましたけれども、文政7年、1824年に現在の犀川神社という社号に変えております。この日吉山王社は、延暦寺の地主神であるわけですが、これを勧請して日吉山王社と呼んでいた時代があったわけですが、主祭神は大山咋命、その他の神々も祀っております。犀川神社の手作り煙火は、毎年9月21日と、日が定められている秋祭りに奉納されるものですが、太神楽と杜煙火は、長野市近在でも大変有名でして、昭和44年と平成7年にそれぞれ長野市無形民俗文化財に指定されております。太神楽は、伊勢太神楽獅子舞系に属しており、松代藩に差し出した文書でも「宝暦3年には既に実施し

ていた」と言われています。一方、花火の歴史につきましては、中国で2000年ほど前に火薬が発明され、また天文12年、種子島に鉄砲伝来がありまして、その後花火も使われるようになってきたわけですが、手作りの花火は竹筒に火薬を詰めて点火する、吹き出し花火であります。普通は手作りで地上に立てて打ち上げる大筒花火、また手に持ったままで使う手筒の花火、棒の先のほうに取り付けて使う吹き出し花火など、色々な種類があるようです。その中で杜煙火は、文政7年に社名を犀川神社と変えた際に、社名変更の披露として竹筒煙火を奉納したのが始まりだと言われています。なお県下には、伝統の手作り花火を上げている2大地域がございます。1つは平成4年に県指定無形民俗文化財になっております、下伊那郡阿智村上・下清内路の手作り花火であります。それに劣らず犀川神社の杜煙火も秋の例大祭に奉納されています。それも氏子たちが手作りの煙火を奉納するという貴重な花火の二大地域と呼べるのではないかと思います。犀川神社は周囲三方を山に囲まれた大変に狭い境内で、すり鉢状の社叢の中に大勢の参拝者がひしめき合い、素朴ながらも大変華麗な仕掛け煙火が次々と打ち上げられるわけです。それも狭い境内の立ち木を利用して点火される仕掛け煙火は、観客にとっては臨場感があり、参拝者も巻き込んでの見せ場を作りながら豪壮な杜煙火が繰り広げられるわけで、参加者の心に残る煙火の奉納が続くわけです。戦国時代からの狼煙については、花火の元といわれていますが、松代藩藩主の真田信之の時代には狼煙棒を作って上げていたと言われております。善光寺平を一望できる安茂里の正覚院の場所にも、狼煙台が設けられていたようです。この狼煙には煙または音、光によって伝達するものがあるわけですが、手作り煙火もその狼煙の流れに沿った手法で作られています。犀川神社の杜煙火保存会には、煙火の調合に使う道具とか、文化6年から始まり明治11年までの「煙火秘伝書」の文書が残っております。煙火を扱う氏子たちは「煙火方」と呼び3つの流派があります。この3流派は、地区で言いますと「小西組」という小路・西河原区の氏子たちが「霞真流」という流派です。これは昼間に花火から出る煙を霧に例えて霞真流と呼び伝えてきているものです。また、大門地区の「大門組」は、夜に火を使うことから「大火流」、差出地区の「差出組」は音や声を出す煙火を扱うことから「昇声流」と名乗ってきております。この奉納煙火は天保14年の番付と現在もほとんど変わらず、28ページ下にあります演目の通り、1番から11番までの十二燈から清滝まで、こうした順番で上げております。夜9時の祭礼奉納の開始合図と同時に、四地区区長が1番から点火していきます。そして次々と点火したった1時間の中で、これらすべてを披露してしまうわけです。この3流派の特徴は火薬の調合法にあるといわれていますが、それを伝える秘伝書は、煙火方のまとめ役である「師匠(ゴッシャン)」が所有していて、口伝の

みで技術を伝えてきているわけです。また煙火方の他に、「獅子方」という獅子舞を舞う者達もおりますが、これら煙火方や獅子方は、各家の長男だけがどちらかの組に入り技術を身につけて伝承してきたものであります。現在は煙火保存会が中心となり後継者の育成や技術の伝承に努めています。祭りに関わる氏子は250名ほどいますが、煙火方だけでも60名ほどいて、保存会の皆さんは秋の例大祭3週間前くらいから準備に入り、特に火を扱うことから安全第一ということから煙火講習会や観客を保安するための講習会も毎年行って、万全の準備の下で行っております。特に参詣者や自分たちの安全を第一としながら、火事を出さないことの2点に気をつけながら講習会を開き、祭衆全員が心を一つにして取り組んでおります。

神社の境内にある立木に様々な仕掛けを施して、仕掛け花火をするわけですが、明治11年の明治天皇北信巡行の際にも、県の要請を受けて、煙火を上げたという記録が残っております。この煙火の調合、煙火方の火薬の調合法は文化6年には86種類、その後弘化3年には180種類と、現在でも全国で判明している煙火秘伝書の中では、調合数では犀川神社の杜煙火に並ぶものはないと言われております。この煙火秘伝書に沿って、師匠の指示に従い、煙火宿で煙火の制作にあたるわけですが、明治以降火薬を扱うこと自体が危険な作業であることから、明治45年「鉄砲火薬取締法」が、また昭和25年に「火薬類取締法」が公布されて規制が厳しくなったため、素人の氏子たちだけで手作り煙火を作ることができなくなったため、煙火作業も専門化してきました。そこで犀川神社の氏子でもあった青木氏が免許を取り紅屋青木煙火店を立ち上げ、現在も指導をいただきながら煙火を作っています。こうした煙火を作るための薬煙、秤、すり鉢、木槌、花火の竹筒等の道具も、保存会には残っています。立て火を作る時は、火薬を竹筒の底に少しずつ入れその上に和紙を折りたたんで蓋をして、上からつき棒を差し込んで木槌で慎重にたたきながら火薬を押し固めていく。これを何度か繰り返し深さ20cmぐらいまで火薬を入れていく。このように、一つひとつの作業には大変気を遣うようです。規制がなかった時代には夜中の2時頃まで煙火を打ち上げていられたが、最近では騒音や発光等での近所迷惑から、夜10時までの1時間以内ですべての演目を終了させなければならないため、煙火方の作業は至難の業であるという。また暗闇の中での作業であるため狭く立錐の余地もない所で、群衆が将棋倒しになったり、大けがをしたり、火の粉をかぶって大やけどをすることのないよう、点火時期や演目順番に細心の注意を払い安全に注意しながら 举行されてきているものです。

指定基準は基準第4の民俗関係の、(1)風俗習慣のうち由来、内容等において県民の基盤的生活文化の特色を示した典型的なものとして挙げております。

また、指定理由につきましては、享保16年、1731年に諏訪神社社堂の再建を祝って奉納するようになった県無形民俗文化財指定の「清内路の手作り花火」同様に、少なくとも文献からは犀川神社の杜煙火も文政7年、1824年に実施しており、今まで受け継がれている手作り煙火として県下を二分する内の1つとして大変貴重であります。かつて三流派の煙火の製法は、師匠が保管する「煙火秘伝書」に従って互いに口伝のみの秘法でありましたが、一番の特徴は調合数の多さとともに、狭い境内の立木を利用した杜煙火が立錐の余地もない参詣者の頭上で繰り広げられる多彩な演目とともに、臨場感あふれる伝統煙火の迫力を間近に体感できることにあります。以上であります。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質疑等がございましたら発言をお願いいたします。ございませんでしょうか。それでは、本件を長野県無形民俗文化財に指定することが適当である旨答申することにご異議ありますでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

それでは、決定いたします。ありがとうございました。次に、「東御市羽毛山・加沢産アケボノゾウ化石群」についてご審議をお願いいたします。この案件につきましては、担当の山田委員からご説明をお願いいたします。

○山田委員

それでは調査票が37ページから49ページまであります。種別は天然記念物で、名称としましては東御市羽毛山・加沢産アケボノゾウ化石群といます。保管場所は、現在東御市にあります北御牧郷土資料館、化石の採取場所というのが東御市にあります羽毛山及び加沢という地名がついた千曲川の河床になります。48ページの地図をご覧くださいますと、真ん中少し右寄りのあたりに、アケボノゾウ化石群が産出した産出地が、千曲川の河床のところに丸で示してあります。それから地図の右下あたりのところに、現在、化石が保存されています北御牧郷土資料館の位置が黒丸で示してあります。

37ページに戻りまして7の現状ですけれども、この化石群の標本がアケボノゾウ、学名でいいますと「*Stegodon aurorae*(ステゴドンアウロラエ)」というアケボノゾウの化石のうち、頭骨、切歯、臼歯、肋骨、脊椎

骨など、80点が挙げられております。80点のうち、65点というのはすでに平成16年の3月に東御市の天然記念物として指定されております。アケボノゾウ化石の標本は、おそらく地質の年代から考えて約130万年前のものであろうということが推定されています。

8の概況、(1)アケボノゾウの特徴ですけれども、そもそも長鼻目、ゾウ目のことですが、長鼻目というのが、だいたい270万年前以降の地質時代を示す、第四紀という時代においては、日本列島の動物を代表するもので、特に第四紀の地質時代を決定するために、非常に有効な示準化石の1つであります。その中でも、今回の標本でありますアケボノゾウというのは200万年前から100万年前に日本に生息していた、比較的小型の象で、日本各地から化石が産出しているということで知られています。しかし、当時日本と陸続きになったことがあった、例えば中国であるとか、そういう大陸側からは、このアケボノゾウに類似するような化石というのは産出していないことから、アケボノゾウそのものは日本の固有種であると今のところ考えられております。次に、(2)標本の特徴ですけれども、当該標本はアケボノゾウに同定されている頭骨等の化石であります。東御市の千曲川河床からは、今回の標本を含めた多数のアケボノゾウの化石が産出しておりますが、産出位置及び部位・分布、骨化石の部位、大きさ等から、その産出した多数の化石というのは少なくとも、5個体に由来するアケボノゾウ化石であると考えられています。その5個体のうち標本は、仮に第1個体から第5個体という名前が付けられた個体のうち、第1個体、第2個体及び第5個体という仮の名称がつけられた3個体分に由来する化石が全部で531点産出しているのですけれども、その中から保存状態とか学術的な価値に基づいて選び出された80点分が相当しております。第1個体33点、第2個体32点、第5個体15点の計80点からなります。41ページをご覧くださいますと、こちらに第1個体、第2個体、第5個体のそれぞれ標本の部位、それから各個数がまとめて一覧表になっておりまして、その次が42ページ、43ページ、44ページに各第1個体、第2個体それから第5個体のそれぞれの標本・年数の、細かな詳細がリストであがっております。それで、37ページに戻っていただきまして、その3つの個体のうち、第1個体と第2個体というのは、大体30、象の年齢で30歳から38歳の成体であるということが、個体の特徴から推定されます。一方、5番目の第5個体というのは、体の大きさ等々を、生体と比較しまして幼体であるというのがこの標本の特徴になります。続きまして38ページを見ていただきまして、上から2段落目、この東御市の羽毛山と加沢の千曲川河床から産出されるアケボノゾウ化石というのは、ほぼ完全な個体を複数、多数のアケボノゾウ化石が一群となって産出します。また、先程述べましたとおり5個体以上に由来する化石が非常に隣接した位置から発見されていること、それから、今回

は指定の対象になっておりませんが、河床の地層には複数個体の象の歩いた足跡の化石が多数残されているということから考えましても、当該標本というのは、一群の個体集団に由来する化石である可能性が非常に高いと言えます。

(3) 類似物件ですけれども、先程述べましたように、アケボノゾウの化石というのは日本の各地から産出しているために、その産出自体はそれほど珍しいことではありません。また、今回のもののようにほぼ全身の骨格が揃った標本というのも、そこに挙げてありますとおり、様々な地点から産出報告があります。しかし、幼体の化石というのは、日本では頭骨化石の一部のものが1点発見されているだけなので、そういう意味では今回発見された幼体の化石というのは非常に珍しいということになります。長野県では、今回の東御市羽毛山・加沢標本の他に産出報告がありますけれども、それらのほとんどは、歯の化石が少し産出しているだけで、全身骨格に相当する化石、それから幼体化石というのはこれまでに発見されておりません。類似物件の中の、象、長鼻目の化石という点で見ますと、県の天然記念物では、そこに挙げてあります1) から3) の3つのものが天然記念物で既に指定されておりませんが、いずれも象の種類が違ったり、それぞれ異なる価値を有しておりますので、これらとの重複もないということになります。

続きまして39ページを見ていただきまして、9の指定理由及び根拠ですけれども、指定基準は長野県宝等の指定等に関する基準、第8長野県天然記念物の指定基準の中の、(3)地質鉱物、カ標本というところにあたります。指定理由につきましては、東御市羽毛山と加沢の千曲川河床から産出するアケボノゾウ化石は、骨格の大部分が残された3個体を含む、多数のアケボノゾウの化石が一群となって産出します。また、同一個体に由来すると考えられる幼体の複数の化石を含んでおります。これらは日本の他の地点から産している多くのアケボノゾウ化石にはない特徴です。また当該標本でいうのは成長過程を追跡できる象の集団としての特徴を残す化石群であり、集団としての構成や行動などアケボノゾウの生態を解明する鍵になる可能性があります。また、化石の年代が明らかになっている当該標本は、第四紀の長鼻目の進化史を解明するうえで重要であるといえます。長野県内ではアケボノゾウの全身骨格の標本は羽毛山での産出が初めてであり、標本数や保存の良さは群を抜いています。以上のように、当該標本は標本の豊富さと保存の良さとともに、学術的に高い価値を有しており、現在は絶滅してしまった長鼻目動物の古生態を記録する標本として極めて重要である。長野県の天然記念物にふさわしい標本と考えられます。資料の45ページ、46ページには、実際の標本の一部のものの写真が載せてあります。また、47ページには第1個体、第2個体、第5個体のそれぞれの個体の中のどの化石が、実際に産

出しているかというのが黒塗り、あるいは斜体で示してあります。以上であります。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質疑等がございましたら発言をお願いいたします。

○小野委員

今のご説明で全く異議ございませんけれども、非常に些細なことで、概況の一番初めのところの第2行目に「約270万年前」と書かれていますが、検査し直されて約258万年となっておりますので、「約260万年前」と直された方がいいのではないのでしょうか。

○山田委員

年代を260万年前と修正させていただきます。

○佐々木会長

ありがとうございました。他にご質疑はございませんでしょうか。ございませんか。それでは、本件を長野県天然記念物に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ありがとうございます。それでは、長野県天然記念物に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

それでは事務局から答申書案を配布してください。ご確認をお願いいたします。ただいま配布されました答申書案につきまして、何かご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

それでは本案を答申書として決定いたします。

5 その他

○佐々木会長

次に、その他といたしまして、委員各位から何かございませんでしょうか。事務局から何かございませんでしょうか。

○小池課長補佐兼文化財係長

事務局からは特にありません。

○佐々木会長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

6 答 申

○小池課長補佐兼文化財係長

ご審議ありがとうございました。ここで佐々木会長から答申書の交付をお願いいたします。

○佐々木会長

【答申書手交】

答申書でございます。平成28年2月16日付け及び平成28年9月5日付けで諮問のありましたことについて、下記のとおり長野県宝、長野県無形民俗文化財及び長野県天然記念物に指定することが適当である旨、答申いたします。1 長野県宝に指定する文化財「木造地藏菩薩立像」「銅造阿彌陀如来及び両脇侍立像」。2 長野県無形民俗文化財に指定する文化財「犀川神社の杜煙火」、3 長野県天然記念物に指定する文化財「東御市羽毛山・加沢産アケボノゾウ化石群」以上でございます。

《佐々木会長から小林教育次長に答申書の手交》

7 教育次長あいさつ

○小池課長補佐兼文化財係長

長野県教育委員会事務局小林資典教育次長からごあいさつを申し上げます。

○小林教育次長

会議の途中からの合流で誠に申し訳ございません。ただいま会長から答申をいただきました。ありがとうございました。本審議にあたりまして、お忙しい中、足下の悪い中、この会場までお運びいただきまして、長時間にわたり熱心なご審議を賜りました。昨年9月に審議会委員の委

囑を申し上げまして、初めての審議会ということでもございましたけれども、再任の委員におかれましては、以前より多大なご尽力と調査を賜りまして、改めて深く感謝を申し上げるところでございます。また、新任の委員の皆様にも、今後、文化財の指定等におきまして、ご指導、ご協力を何卒よろしくお願いを申し上げたいと思います。ただいま答申をいただきました、木造地藏菩薩立像、銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像、犀川神社の杜花火、東御市羽毛山・加沢産アケボノゾウ化石群につきましては、速やかに指定の手続きを進めまして、今後、県指定の文化財として適切に保存されるよう努めてまいります。文化財の指定・答申につきましては、テレビや新聞等でも大きく取り上げていただきまして、昨年来ですと、昨年10月に須坂市の米子瀑布群が国の名勝に、飯田市の飯田古墳群が国の史跡に指定されたほか、今年1月には下伊那の大鹿歌舞伎を国重要無形民俗文化財に指定する答申をいただきました。県教育委員会といたしましても、これらの貴重な過去からの宝物を、将来にきちんとした形で伝えていくべく努力をするとともに、これからは様々にこれらの宝物を生かしつつ、地域の振興と、そして地域の人たちが元気で文化的な地域づくりに、精進いただけるような形に盛り上げてまいりたいと存じます。終わりに、本日は長時間にわたり、ご審議賜りましたこと、改めて心から感謝申し上げるとともに、皆様方の益々のご活躍とご発展を祈念いたしまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

8 閉会

○小池課長補佐兼文化財係長

以上をもちまして、平成28年度第2回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成29年2月7日

議事録署名委員 市 澤 英 利

議事録署名委員 村 山 美 穂